

## 許容される二次投稿

浅原 正幸<sup>†</sup>・吉田 光男<sup>††</sup>・宮尾 祐介<sup>†††</sup>・内山 将夫<sup>††††</sup>

### 1 はじめに

研究をより洗練されたものにするために、研究会・年次大会・プレプリント・国際会議プロシーディングス・論文誌など、さまざまな場で論文著作の公開を行う。より広く研究を知らしめるために英語でも日本語でも発表するほか、異なる学会で観点を変えて発表を行うこともある。

一方、同じ内容を複数の論文誌に投稿することは二重投稿・自己剽窃とされ、研究倫理的に問題がある行動とされる。複数の論文誌に投稿し、業績を多く見せかける点や不必要な査読や追試などによって他の科学者の時間と資源を無駄にする点が問題とされる（「科学の健全な発展のために」編集委員会 2015）。しかし、異なった読者を対象として、適切な引用を行えば、同じ内容を複数の雑誌に掲載することが認められる場合がある。学会によっては、許容される二次投稿・二次出版 (**acceptable secondary publication**) の基準を規定し、学会記事として解説する取組が進められている。そこで、本記事では、言語処理学会編集委員会が想定する学会誌『自然言語処理』における「許容される二次投稿」およびその注意点について示す。

### 2 二次投稿・二重投稿の問題点

二次投稿・二重投稿には2つの問題点がある。

1つ目は研究倫理の問題である。二次投稿・二重投稿は、捏造・改ざん・剽窃・盗用などといった致命的な研究倫理違反とは異なり、10年くらい前までは研究者間で十分に共有されている研究倫理違反とはされていなかった。2014年に文部科学省により「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定 2014)が示され、明確な研究倫理違反と規定された。これ以降、文部科学省科学研究費など様々な研究資金配分の前提として、二次投稿・二重投稿も研究倫理違反行為とし、研究機関・研究者団体に対して当該行為が発覚した場合の対応方針を示すよう求めている。

2つ目の問題は、著作権の問題である。ある論文を論文誌に掲載する際に、当該論文の著

---

<sup>†</sup> 国立国語研究所・東京外国語大学

<sup>††</sup> 筑波大学

<sup>†††</sup> 東京大学

<sup>††††</sup> 情報通信研究機構

「許容される二次投稿」の場合には、図2の【記載例】を参考に、ここにその旨を記載すること。

著作権の一部もしくは著作者人格権以外の全てを論文誌側に譲渡することが一般に行われる。著作物の公衆送信権（著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利）や送信可能化権（インターネットなどで著作物を自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利）を譲渡する場合には、その権利の範囲が他者に送信を許さないものなのかが重要になる。論文誌『自然言語処理』掲載論文は、掲載論文の著作権を言語処理学会に譲渡することを依頼し、譲渡されたものは「クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 パブリック・ライセンス (CC BY 4.0)」 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>) とする。既発表論文が CC BY 以外の CC ライセンス (SA 継承, NC 非営利, ND 改変不可) の論文は、言語処理学会側が CC BY 4.0 で公開できないという問題がある。

また、二次投稿と二重投稿の違いについて示したうえで、本学会では二重投稿を許容しない点について述べる。二次投稿は学会 A において公表（発表・出版）したあとに学会 B に投稿するものであり、投稿（査読）期間に時間的重なりがないものとする。二重投稿は学会 A に投稿（査読）中のものを学会 B にも投稿するものであり、投稿（査読）期間に時間的重なりがあるものとする。プレプリントや学位論文等を除いて、多くの学会で二重投稿を認めていない。本学会も二次投稿については許容するが、プレプリントや学位論文等以外の二重投稿は許容しない。

### 3 論文誌『自然言語処理』に投稿可能な論文

#### 3.1 許容される二次投稿

以下では、論文誌『自然言語処理』に二次投稿してよい場合について示す（図1）。

まず、いずれの媒体にも発表していない研究や、予稿・論文を執筆せずに発表した研究の論文投稿は、二次投稿・二重投稿に当たらない。しかし、プレプリントや学位論文等を除いて、投

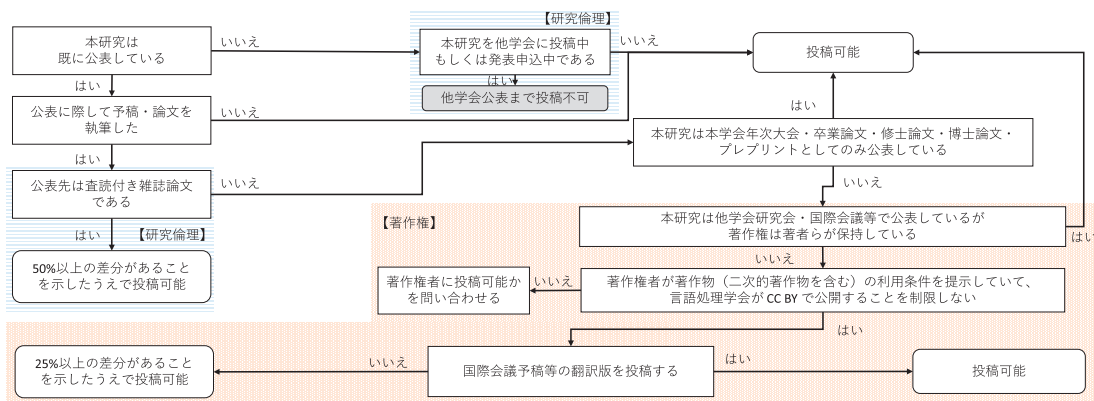


図 1 二次投稿の可否

稿（査読）期間に時間的重なりのある二重投稿は認めない。

投稿論文の一部が査読付き雑誌論文（例えば、本論文誌の「一般論文」「応用システム論文」「技術資料」「解説論文」）に投稿もしくは掲載している場合、その内容において 50% 以上の差分があるもの<sup>1</sup>を投稿可能とする。尚、投稿論文が査読なしのもの（例えば、本論文誌の「学会記事」）は、内容が一致することを許容する。

投稿論文の全部・一部が本学会年次大会・他学会研究会・卒業論文・修士論文・博士論文・国際会議等で発表・公表している場合、同一の内容のものを著作権的な問題が生じない範囲において本論文誌に投稿することを許容する。論文誌『自然言語処理』は、採択時に著作権法 27 条及び 28 条の権利を含めて、当該論文の著作権を言語処理学会に譲渡することを求めている。言語処理学会側は譲渡された著作物のライセンスを CC BY 4.0 とし、著作者「言語処理学会」として公衆送信を行う。投稿時に、著作権的に上記処理が可能なことを明示する必要がある。

特に、投稿論文を他学会研究会・国際会議等で発表・公表しており、既発表論文の著作権を他学会に譲渡している場合には、著作権的に問題のないこと<sup>2</sup>を示す必要がある。著作者が CC BY 4.0 のようなライセンスのもと、再投稿の明確な基準を提示していない場合には、内容的な差分のない翻訳版、もしくは、25% 以上の差分がある拡張版の再投稿を本学会として許容する。しかしながら、25% 以上の差分があっても CC BY による再投稿ができない場合がある。例えば、BY 以外の条項が付与されている論文<sup>3</sup>の場合は、CC BY で本学会が頒布することができず（SA 継承, NC 非営利）、改変することが出来ない（ND 改変禁止）という制約がある。

本学会は、投稿論文をプレプリントサーバに事前に投稿することを許容する。この場合、本論文誌掲載後、プレプリントサーバ側に論文誌『自然言語処理』に掲載された旨を示すこと。

### 3.2 二次投稿時の注意点

許容される二次投稿の場合でも、以下のような注意点がある。

二次投稿（拡張版・翻訳版・再投稿版）であることを投稿時に明示すること。既発表論文を参考文献として示すとともに、本文 1 ページ目の footnote にどこで発表されたものかを適切な

<sup>1</sup> ここで、内容とは、主に、その論文が主張する研究成果のことを指す。論文がどの言語（英語、日本語など）で記述されているかではなく、内容の重複が焦点となる。つまり、内容において 50% 以上の差分があれば、実験設定や評価手法の記述が似通っていて、記述が 50% 以上一致している場合を許容する。しかし、内容が同じであるが言語が異なるために記述に 50% 以上の差分がある場合は許容しない。

<sup>2</sup> 例として、2022 年 6 月現在、電子情報通信学会研究会は再投稿のための「著作物利用許諾申請」(<https://www.ieice.org/jpn/copyright/tensai.html>) ができる。情報処理学会は「研究報告等」については研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿することに対して、同学会は同学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない (<http://www.ipsj.or.jp/copyright/ronbun/copyright.html> 第 5 条 3 項) としている。一方、AAAI のように、図の再掲載にも手続きを求めている (<https://aaai.org/Publications/Author/permissions-request.php>) 場合もある。

<sup>3</sup> 例えば、ACL は 2016 年以降 CC BY だが、2015 年以前は CC BY-NC-SA であった。会議・時期によって変更があるため <https://masayu-a.github.io/ELW/copyright.html> にまとめる。

- 【記載例 1】本研究は既発表論文「XXX」『自然言語処理』X 巻 X 号をもとに、50%以上拡張したものである。
- 【記載例 2】本研究は言語処理学会第 X 回年次大会の発表論文「XXX」(c) [原著者名] (CC BY 4.0) に基づく。
- 【記載例 3】本研究は電子情報通信学会技術研究報告「XXX」(c) 202x IEICE の発表に基づく。同学会より著作物利用許諾済みである。
- 【記載例 4】本研究は情報処理学会研究報告「XXX」(c) 202x Information Processing Society of Japan に基づく。
- 【記載例 5】本研究は ACL-202x のプロシーディング「XXX」(c) 202x Association for Computational Linguistics (CC BY 4.0) をもとに、翻訳したものである。
- 【記載例 6】本研究は XX 研究会予稿「XXX」で公表したものである。同研究会予稿の著作権を投稿者は有している。
- 【記載例 7】本研究は XX 大学博士請求論文 (202x 年)「XXX」で公表 { した, 予定である }。
- 【記載例 8】本研究のプレプリントを Jxiv <https://doi.org/10.51094/jxiv.xxx> で公表した。

図 2 二次投稿（拡張版・翻訳版・再投稿版）時の既発表情報表示例

著作権表示を行ったうえで拡張版・翻訳版・再公表版であることを図 2 のように明記すること。

投稿論文の一部が査読付き雑誌論文に掲載している場合、投稿時に内容において 50% 以上の差分があることを示す必要がある。投稿論文の全部・一部が本学会年次大会・他学会研究会・卒業論文・修士論文・博士論文・国際会議等で発表・公表している場合、既発表論文の著作権的に拡張版・翻訳版の投稿について問題ないことを明示する必要がある。また、内容が同一の論文を再投稿する際には、既発表論文と全く同じ原著者であることを前提とする。

#### 4 論文誌『自然言語処理』掲載論文の再公開・二次投稿

本節では、論文誌『自然言語処理』掲載論文を他論文誌へ二次投稿する際の言語処理学会側の考え方について示す。二次投稿時には二次投稿先側の判断基準も併せて検討されたい。

まず、著作権的な整理として、論文誌『自然言語処理』掲載論文は、著作権者が言語処理学会とした CC BY 4.0 ライセンスとする。本学会以外（当該論文の著者・レポジトリ等を含む）が、当該論文を第三者に公開する場合、当該論文が所載されている「自然言語処理」の巻号頁およびライセンス表示「(c) 言語処理学会 CC BY 4.0」を明記すればよい。さらに二次投稿先に掲載する場合も上記整理を行えば問題ない。博士論文などへの再掲載も同様の扱い<sup>4</sup>とする。

次に、研究倫理的な整理については、査読ありか査読なしかが重要であろう。査読ありのもの（「一般論文」「応用システム論文」「技術資料」「解説論文」）については、重複して他の論文誌に投稿する際には相応の事由が必要であると考え、編集事務局に相談されたい。査読なしのもの（「学会記事」）については、本学会・他学会論文誌に内容において同一のものを二次投稿することは、言語処理学会として問題ないとする。特に学会記事は、評価の高い国際会議論文採択者に対して、5 ページ程度の和文による速報として依頼する場合もあり、より長い論考を原著論文として執筆することを制限しない。

<sup>4</sup> 尚、言語処理学会は言語処理学会が著作権を保有していることを理由に、卒業論文・修士論文・博士論文への研究成果の再公開について異議申し立てを行わない。

## 5 おわりに

文部科学省科研費など多くの研究資金応募時の研究倫理教育が前提となっており、各機関で研究倫理教育が進められている。その中で、捏造・改ざん・剽窃・盗用などの致命的な研究倫理違反とともに、従来研究者間で十分に共有されなかった二重投稿の問題点についても示されるようになった。本記事では、言語処理学会論文誌『自然言語処理』編集委員会として許容される二次投稿について明確化し、二次投稿時にどのような点について注意が必要かについて示した。本論文誌は、他学会研究会・本学会年次大会・卒業論文・修士論文・博士論文・国際会議論文の研究については、研究倫理的に許容される二次投稿と考える。一方、他学会研究会・国際会議論文の研究については、採録時に著作権を譲渡している場合があるために、著作権的な整理についても言及した。学会員は、本稿に示した許容される二次投稿の整理を行ったうえで、積極的に論文誌へ投稿されたい。

## 謝 辞

本記事は、言語処理学会編集委員会における議論に基づき執筆したものである。議論に参加した編集委員および言語処理学会理事に謝意を表す。

## 参考文献

- 「科学の健全な発展のために」編集委員会 (2015). 科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—。テクニカル・レポート, 日本学術振興会. [Editing Committee “For the Sound Development of Science” (2015). For the Sound Development of Science. Tech. rep. Japan Society for the Promotion of Science.].
- 文部科学大臣決定 (2014). 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン。テクニカル・レポート, 文部科学省. [Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (2014). Guidelines for Responding to Misconduct in Research. Tech. rep. Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.].

## 略歴

浅原 正幸：国立国語研究所・東京外国語大学教授。論文誌『自然言語処理』副編集長。

吉田 光男：筑波大学ビジネスサイエンス系准教授。論文誌『自然言語処理』編集委員。

宮尾 祐介：東京大学大学院情報理工学系研究科教授. 論文誌『自然言語処理』  
副編集長.

内山 将夫：情報通信研究機構上席研究員. 論文誌『自然言語処理』編集委員長.